# 平成26年度 第23回庁議要旨

日時:平成27年3月16日(月)

午前8時30分~

会場:庁議室

## [審議事項]

1 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業について (健康部)

介護保険制度の改正により、平成27年度から平成29年度までの間に予防給付のうち訪問介護と通所介護が市町村の地域支援事業へ移行されるが、本市では地域包括ケアシステムの一層の推進を図るため、平成27年4月から移行するものとしており、本市の訪問介護並びに通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の要綱を制定することが必要となったことから、国で定められている現行の基準と同様の基準で要綱を定めることにより、これまでと同様のサービスを円滑に利用できるようにするもの。

(1) 主な内容

これまで厚生労働省令で定められていた基準と同様の内容で本市の要綱を定めるものであり、それぞれの要綱の内容は次のとおりである。

1趣旨 2定義 3指定拒否 4事業の一般原則 5基本方針 6従業者の員数 7設備及び備品 8サービス計画の作成 9衛生管理 10秘密保持

11事故発生時の対応など

- ア 石巻市訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要 綱
  - ・サービスの内容は、利用者が自立した生活ができるよう、ホームペルパーによる 身体介護や生活援助等を実施する。
- イ 石巻市通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要 綱
  - ・サービスの内容は、デイサービスセンターにおいて、食事・入浴などの基本的サ ービスや生活機能の向上のための機能訓練を実施する。
- ○対象者は、65歳以上の高齢者で、要介護認定において要支援1・要支援2に該当した方、または、基本チェックリスト(25項目による生活機能調査)で生活機能の低下がみられ地域包括支援センター職員によるケアプラン作成でサービスが必要と判断された方

#### 【参考】

該当する市内の事業所数 ・介護予防訪問介護事業所-47事業所 (2月1日現在) ・介護予防通所介護事業所-67事業所

- (2) 今後の予定
- ア 「石巻市訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める 要綱」及び「石巻市通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基 準を定める要綱」の制定
- イ 施行予定年月日 平成27年4月1日

## 2 石巻市避難行動要支援者避難支援計画(全体支援計画)について(福祉部)

地震、津波、風水害や原子力等の災害に備え、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ 的確に行うため、支援を行う地域での避難行動要支援者情報の把握・共有の仕組みづくり や支援体制の確立などを目的として避難行動要支援者避難支援計画(全体支援計画)を策 定するもの。

## (1) 主な内容

ア 災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難 支援を行うための「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示され、 また、これまでの「災害時要援護者」が「避難行動要支援者」に改められたことから、 これに即した本市の平常時及び災害発生時等における支援体制等を定めた「石巻市避 難行動要支援者避難支援計画(全体支援計画)」を策定するもの。

イ 全体支援計画に基づいた個別支援計画を策定し、避難行動要支援者の地震、津波、 風水害や原子力等の災害時の避難支援体制を確立しようとするもの。

#### (2) 今後の予定

ア 平成27年4月1日 石巻市災害時要援護者等支援要綱の改正

イ 平成27年4月以降 災害時要援護者支援システムの構築

避難支援等関係者に避難行動要支援者の個別支援計画作成の 協力依頼

避難行動要支援者情報の登録

災害避難時における要援護者支援マニュアルの改正

## 3 児童福祉法に基づく基準該当障害児通所支援事業所の登録等について(福祉部)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)に基づく障害福祉サービスについては、法に基づく指定基準を満たしている事業所が県の指定を受けサービスを実施することが原則となっているが、指定基準の一部を満たしていない事業所についても、市町村が必要と認めた場合は、基準該当障害福祉サービス事業所として市町村に登録することにより、法に基づくサービス提供が可能となる。

本市では、障害児通所支援事業所が不足している状況にあること及び高齢者、障害者(児)、 子どもが共に利用できる通所サービス等の福祉サービスを提供する共生型福祉施設の整備 を推進するため、基準該当障害児通所支援事業所の登録等に関する規則を制定するもの。

### (1) 主な内容

児童福祉法及び指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例(宮城県条例)に規定されている基準該当障害児通所支援事業所について、市に登 録するために必要な事項を定めるものであり、その内容は次のとおりである。

1 趣旨 2 用語の定義 3 基準該当事業所の登録の申請 4 登録の通知 5 変更の届出等 6 給付費の支給 7 給付費の代理受領 8 登録の取消し

9県への情報提供 10公告

## (2) 今後の予定

ア 石巻市基準該当障害児通所支援事業所の登録等に関する規則の制定

イ 施行予定年月日 平成27年4月1日

#### 「報告事項]

1 石巻市合併 1 0 周年記念事業について (総務部)

本市は、平成27年度に新市誕生10周年を迎えるが、震災からの復興の道半ばにあり、 今なお多くの被災者が仮設住宅での生活を余儀なくされている現状を踏まえた上で、合併 10周年記念事業の実施について判断するもの。

(1) 主な内容

合併10周年記念事業については、東日本大震災の犠牲者の御遺族や仮設住宅での生活を余儀なくされている被災者の心情を考慮して実施しないこととし、「市報いしのまき」平成27年4月号へ合併10周年に当たっての市長コメントを掲載する。

#### ア 各事業の検討結果

- (ア) 記念式典:犠牲者遺族や仮設住宅での生活を余儀なくされている被災者の心情を 考慮し、式典は実施しないこととする。
- (イ) 冠事業:同上
- (ウ) 特別表彰:市政功労式典において合併功労者を特別表彰することについては、合併記念式典で既に表彰しており、また、震災復興に尽力した方の表彰については、復興の途中であるため表彰基準の設定が困難であるとともに、合併とは直接関係しないため、特別表彰は実施しないこととする。
- (エ) 記念植樹: 記念植樹を行う場合は、本庁地区及び各総合支所地区において行う必要があると考えるが、津波被害の大きかった総合支所については、植樹場所の確定ができず、復興事業の進捗により移植する必要が生じるため、現時点での実施は難しい。
- イ 今後の方向性について(案)

震災復興基本計画期間中(最終平成32年度)は開催せず、合併20周年(平成37年度)での開催、又は、震災復興基本計画期間の最終年度(発展期の最終年度)に当たる平成32年度に合併15周年で開催することについて、今後、検討する。

(2) 今後の予定

ア 「市報いしのまき」平成27年4月号へ合併10周年に当たっての市長コメントを 掲載

## 2 石巻市指定文化財「旧石巻ハリストス正教会教会堂」の復元について(教育委員会)

石巻市指定文化財「旧石巻ハリストス正教会教会堂」を中瀬地区に復元し、文化財としての保存を図るとともに中心市街地活性化の一助とするもの。

(1) 主な内容

ア 整備概要

(ア) 種 別:石巻市指定有形文化財(昭和55年12月20日指定)

(イ) 名 称:旧石巻ハリストス正教会教会堂

(ウ) 構 造:木造2階建て

(エ) 建築面積: 83.38㎡

(オ) 延床面積:166.76㎡

(2) 今後の予定

ア 平成27年度 実施設計

イ 平成28年度 復元工事

# 3 第1回いしのまき復興マラソンの開催について(教育委員会)

「石巻シーサイドマラソン」及び「石巻ふれあいマラソン(2010年)」は、これまで 地元に親しまれ開催されてきたが、震災以降は中止を余儀なくされ、現在に至っている。

震災に立ち向かう本市の強い意思を表し、震災で寄せられた多くの支援への感謝と復興 状況を全国に向けて伝えることができることから、本市のスポーツ振興に大きく寄与する マラソン大会を復活させるもの。

- (1) 主な内容
  - ア 大会名 第1回いしのまき復興マラソン
  - イ 主 催 石巻市、石巻市教育委員会、河北新報社、NPO法人石巻市体育協会
  - ウ 共 催 ミズノ株式会社
  - ウ 主 管 いしのまき復興マラソン実行委員会
  - エ 日時・種目
    - (ア) ウォーキングの部
      - · 日 時: 平成27年6月21日(日)
      - ・会 場:石ノ森萬画館(スタート・ゴール)
      - ・開 場:8時(スタート:10時 終了:12時30分)
      - ・コース:1時間コース

【石ノ森萬画館~湊地区~南浜町~日和山公園~石ノ森萬画館】

- (イ) 2 k、3 k、5 kの部
  - · 日 時: 平成27年6月27日(土)
  - ·会 場:石巻市総合運動公園内
  - ・開始式・炬火台セレモニー

9時30分(スタート:10時 終了:13時)

- ・コース:石巻市総合運動公園敷地内
- (ウ) 10k、ハーフマラソンの部
  - · 日 時: 平成27年6月28日(日)
  - ・会 場:石巻市総合運動公園 (スタート・ゴール)
  - ・開始式・炬火台セレモニー

9時30分(スタート:10時 終了:13時)

- ・コース:10k 石巻市総合運動公園~大瓜字八津地区 折り返し ハーフ 石巻市総合運動公園~高木字清水地区 折り返し
- (エ) 参加定員:全種目(20種目)で6,000名
- (オ) 申し込み:平成27年3月11日(水)~4月30日(木) インターネット及び専用振込(郵便局)のみの申し込みとする
- (2) 今後の予定
  - ア 大会実施に向けて、数回の実行委員会を開催して関係機関と詳細な打合せを重ねる。
  - イ 参加者用駐車場については会場内に設置しない予定であるが、会場までの送迎(石 巻駅や近隣施設からのシャトルバス)を検討していく。